「困ったなぁ」に答えます

佐々木知子の法律相談



佐々木知子（ささきともこ）
弁護士
帝京大学名誉教授

Q 長年単身赴任の夫から離婚の申し出。応じなくてもいいのでしょうか。

夫に突然、離婚を言い渡されました。

私は短大を出た後少し働いただけで、ずっと専業主婦です。53歳。5歳上の夫とは特に仲が良いわけではありませんが、普通に暮らしていたつもりです。一人息子は大学を出て独立し、夫もここ10年は単身赴任です。

家のローンも親の介護も終わり、夫からの月20万円で、私は友達と集まったりお稽古事をしたりで、楽しく過ごしていました。夫が家に戻るのはだんだん間遠（まどお）になり、1泊しただけで帰っていきます。会話もないし、一緒に出掛けることもなく、2年後に夫が戻ってきたらどうなるのだろうと考えるようになりました。先般半年ぶりに戻ってきて言うには、「退職したら別のことをしたいと思っている。互いに長い間一人での生活に慣れてしまったし、離婚したい」と。離婚など考えたこともなかったので、まさに青天の霹靂（へきれき）でした。

お友達の中には、退職金を半分もらって、もう私は自由だわと生き生き過ごしている人もいます。その人はずっと前から趣味の生活にどっぷりつかり、お金もある程度稼げていますが、私にはしたいこともないし、ほとんど働いた経験もありません。中には、ご主人には女がいるでしょ、であれば向こうは有責配偶者なのだから離婚には応じなくていいはず、お金はかかるけれど探偵調査をしてみたらと言う人もいます。

先生はどう思われますか？

A 拒んでも、離れた気持ちは戻らないでしょう。これからに備えて仕事を始めてみては。

3組に1組もが離婚する昨今ですが、うち約25パーセントが、結婚生活20年以上のいわゆる「熟年離婚」だそうです。切り出すのは7～8割方女性で、私の周りにも何人かいます。寿命は長いので、気の合わない夫と別れて自由になりたいというのは分かりますが、気が合って一緒にいるメリットがあればあえて離婚はしないでしょう。

ご主人は長い単身生活で、家事もそれなりにやれて、奥さんがいなくても困らないのでしょう。どころか、単身は起きるのも寝るのもどこに行くのも自由なので、このままでいたいと、いつ頃からか考えておられたのでしょうね。奥さまは、残念ながらご主人の気持ちにはついていってなかったのでしょう。ちょっと気になったのですが、たまにはご主人の所に行って家事をしてあげようと思ったことはなかったですか？　子供さんが巣立った後、「お前もこちらに来て一緒に暮らそう」という話はなかったですか？　親の介護が終わったのであれば余計にそう思うのですが。



あるいはもしかしたらご主人には女性がいて、妻に来てもらうと邪魔だったのかもしれないし、妻と別れた後にその女性と暮らそうと考えているのかもしれません。ただその存在を調べるために探偵を頼んだところで、いなければ証拠は出てこないし、探偵料は恐ろしく高いですよ。というか、もし女性がいれば余計に、ご主人のすでに離れている気持ちは戻らないと思います。不貞行為をした方は有責配偶者だから離婚請求は認められないというのは、子供が小さい場合の話で、それでも5年の別居期間で（単身赴任は別）結婚生活は破綻しているとして認められるようになっています。

「植木に水をやらないと枯れてしまうように、結婚しても互いに水をやらないと涸（か）れてしまう」とスピーチをした人がいましたが、元々は他人同士。良好な関係を維持するには互いに努力が要るように思います。離婚の際、財産分与として基本的に婚姻期間の財産を半分、家や退職金や預金などから分けてもらえるし、年金も基本的に半分分割です。とはいえ、これからの人生は長いので、パートでよいから、まずは何か仕事を始められたらと思います。